

審査の申出をされた方へ

志摩市固定資産評価審査委員会

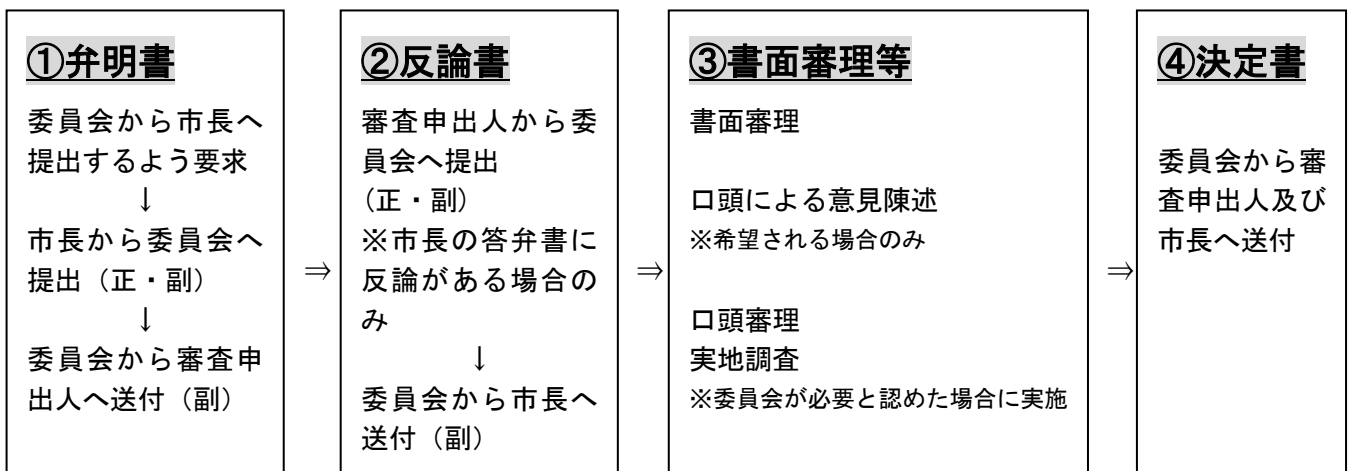
本日、審査の申出をされました固定資産の価格については、今後、志摩市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」といいます。）で審査いたします。

委員会は、市長が固定資産課税台帳に登録した価格に関する納税者の不服を審査するために設置された、市長から独立した中立的な機関で、市議会の同意を得て選任された委員がその審査を行います。

つきましては、下記の事項をご承知いただきますようお願いいたします。

記

(今後の基本的な審査の流れ)



①弁明書

委員会は、原則として書面により審査申出人と市長のそれぞれの主張について審理いたします。

提出された審査申出書に対し、価格決定権者である市長が、評価の根拠や主張について、委員会に対して答弁するために提出する書面です。

市長から委員会あてに弁明書が提出されましたら、その副本を審査申出人に送付いたします。

弁明書は委員会の決定ではありませんのでご注意ください。

②反論書

弁明書の内容に対する反論や追加の主張等があれば、反論書を委員会あてに提出してください。

様式は問いませんが、反論の内容とあわせて、住所・氏名等をご記入のうえ、正副2通を提出してください。

特に反論事項等がなければ、提出の必要はありません。

③書面審理、口頭による意見陳述、口頭審理・実地調査等

委員会では審理の過程で必要と認めた場合、委員会による実地調査を実施いたします（実施の際はできるだけ立会いをお願いいたします）。

また、口頭による意見陳述を希望されている場合は、書面審理と併せて実施いたします。
口頭審理も含め、実施日等は委員会から事前に電話等で調整させていただきます。

なお、実地調査及び口頭による意見陳述の場は、委員が意見を述べたり、審査申出人の疑問等にお答えしたりする場ではありませんので、ご了承ください。

④決定書

委員会の決定については、決定書の正本を送付いたします。

審査決定には、次の3種類があります。

- (1) 認 容：審査申出人の主張の全部又は一部を認め、価格（評価額）を修正すべきであると決定すること
- (2) 棄 却：審査申出人の主張は価格（評価額）を修正すべき正当な理由には当たらないとして、主張を退けること
- (3) 却 下：審査申出期間後に提出された申出や価格（評価額）以外に関する不服の申出など、不適法であることを理由に申出を退けること

審査委員会では、できるだけ早く審査決定を行うように手続きを進めますが、審査手続きには慎重を期することも求められており、審査申出の件数が多数に上った場合など、審査に時間がかかることがあります。

審査決定に不服がある場合は、審査決定の取消しを求めて、審査決定書の送付を受けた日から6か月以内に訴訟を提起することができます。また、審査委員会が審査申出を受け付けてから30日以内に審査決定を行わない場合は、その申出を却下する決定があったものとみなして、訴訟を提起することができます。

■固定資産税等の納付について

固定資産税は、固定資産課税台帳に登録されている価格に基づいて算出され賦課されます。

審査の申出をされた場合でも、納期限は延長されませんので、納税通知書に基づいて納期限までに納付してください。

このたびの審査の申出について、委員会が認容決定を行った場合、市長はその決定に基づき価格等を修正しますが、その結果、税額が修正されることとなる場合には、原則、市長が税額の修正決定をした以降の納期で精算されることとなります。

ご理解のうえ、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒517-0592

三重県志摩市阿児町鶉方3098番地22

志摩市固定資産評価審査委員会事務局【総務部収税課内】

電 話：0599-44-0212（直通）

ファクス：0599-44-5261（代表）